

障害福祉サービスに係る  
利用者負担軽減の見直しについて

平成29年5月26日

熊本市 健康福祉局 障がい者支援部

障がい保健福祉課

# 障害福祉サービスに係る利用者負担軽減の見直しについて（案）

障がい保健福祉課

## 1 利用者負担軽減の概要

障害者総合支援法及び児童福祉法では、障害福祉サービス等の利用にあたり、利用者は家計の負担能力に応じ、国が定める負担上限額と利用したサービス費の1割相当額のどちらかの低い額を負担することが定められている。

これに対し、本市は、平成19年4月より利用者負担軽減として、利用者負担額の1/2を助成している。

### 【所得区分ごとの支給決定者数（平成28年4月1日現在）及び負担上限月額】

所得区分	障がい児(人)	障がい者(人)	割合	国 負担上限月額	⇒	本市 負担上限月額
生活保護	55	924	13.9%	0円	⇒	0円
低所得1	255	3,405	51.9%			
低所得2	0	629	8.9%			
一般1	1,349	235	19.1%	4,600円	⇒	2,300円
		63	3.3%	9,300円		4,650円
一般2	132	(所得割額16万円未満)18 (所得割額16万円以上)45	2.8%	37,200円	⇒	18,600円
合計	1,791	5,256	-	-		-

- ① 低所得1：市町村民税世帯非課税者のうち収入が年間80万円以下の者口  
 ② 低所得2：市町村民税世帯非課税者のうち①に該当しない者  
 ③ 一般1：市町村民税課税世帯に属する者のうちア又はイに該当し、かつ市町村民税所得割額が16万円（児は28万円）未満の者  
 ア 居宅で生活をする者  
 イ 20歳未満の施設入所者  
 ④ 一般2：市町村民税課税世帯に属する者のうち③に該当しない者

施設入所やグループホーム等の居宅以外で生活している者であって、所得割額16万円未満の者

## 2 本市障害福祉サービスの状況

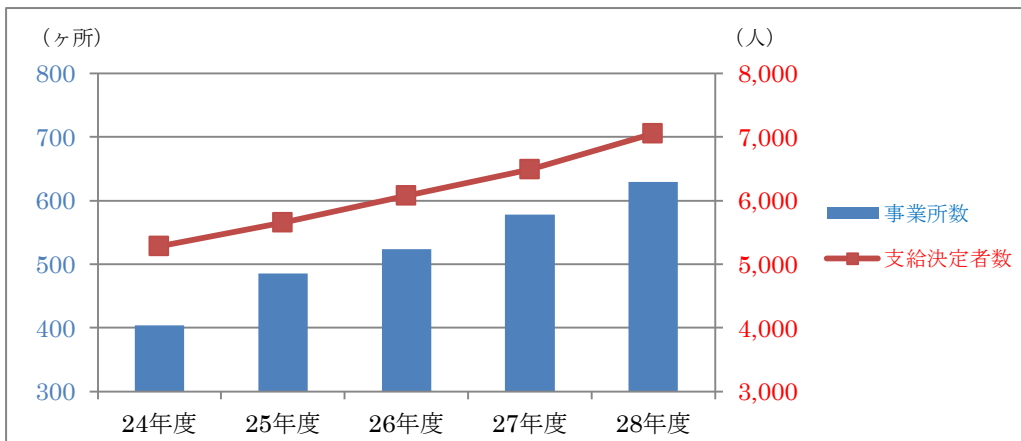
### (1) 事業所数及び支給決定者数の推移

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	事業所数	支給決定者数	事業所数	支給決定者数	事業所数	支給決定者数	事業所数	支給決定者数	事業所数	支給決定者数
合計	404	5,279	485	5,654	524	6,076	578	6,489	629	7,057

※事業所数は、熊本市内の事業所数（各年4月1日時点）

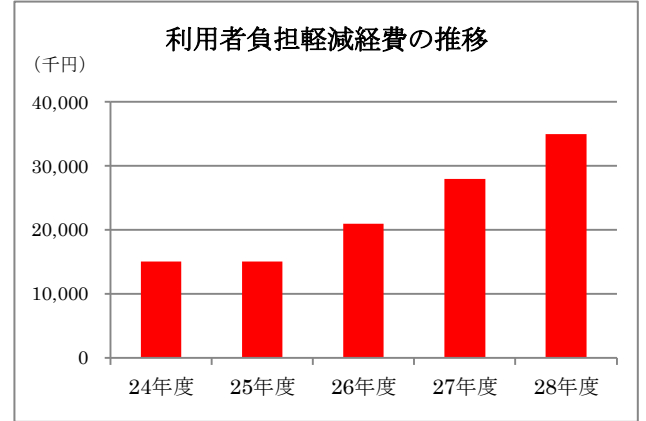
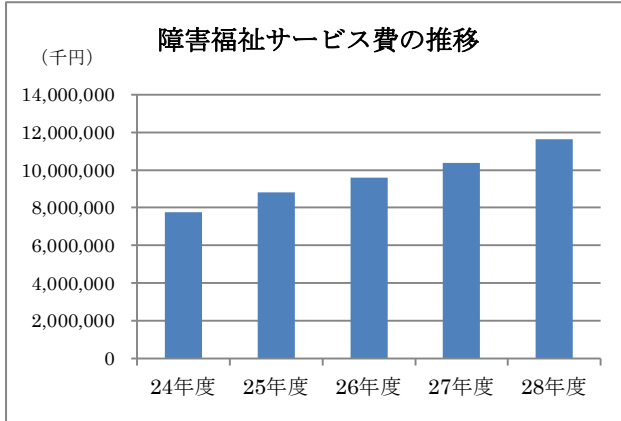
※支給決定者数は、熊本市外の事業所を利用している者も含まれる（各年4月分）。

※支給決定者数は、各事業の合計値（2事業以上の支給決定者等の場合は重複しており、現実人数ではない）。



## (2) 障害福祉サービス費及び利用者負担軽減経費の推移

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
予算額 (千円)	7,755,742		8,808,537		9,596,411		10,376,303		11,646,798	
	うち利用者負担 軽減経費	15,000	うち利用者負担 軽減経費	15,000	うち利用者負担 軽減経費	21,000	うち利用者負担 軽減経費	28,000	うち利用者負担 軽減経費	35,000



### 3 課題（見直し理由）

- 国においては、平成 22 年に利用者負担の考えが「応益負担」から「応能負担」へ見直され、低所得者の利用者負担を無料とされた。
- また、平成 28 年 6 月に公布された改正障害者総合支援法では、「応能負担」が継続されるとともに、「自立生活援助」「就労定着支援」などの新たなサービス開始（平成 30 年 4 月）が示された。
- このような中、本市では、障害福祉サービス事業所数及び支給決定者数も増加し充実を図ってきた一方、障害福祉サービスに係る経費は増加。  
これらの理由から、持続可能な利用者負担軽減制度とするため見直しが必要な状況。

### 4 見直しスケジュール等

- 3の課題を踏まえ、他都市の状況を参考としながら、平成 29 年度に予定している「第 5 期障がい福祉計画」策定にあわせ、「障がい者施策推進協議会」等で障がい者団体等の意見を聞きながら検討を行う。
- 見直し時期は、新たなサービス開始とあわせ、平成 30 年 4 月からとする。

**(参考 1) 障害福祉サービス制度の変遷**

- ① 平成 15 年 4 月に「措置制度」から「支援費制度」へ
  - 障がいのある方の自己決定に基づきサービスが利用可能になったが、サービス利用者数増大や財源問題、障がい種別間の格差、地域間格差等の新たな課題が生じた。
- ② 平成 18 年 4 月に「障害者自立支援法」が施行
  - 障がい種別ごととなっていたサービス体系を一元化するとともに、共通の尺度として「障害程度区分(現在は障害支援区分)」が導入。
  - また、安定的な財源確保のために、国が 1/2 を負担する仕組みや、サービス量に応じた定率の利用者負担(応益負担:1 割負担)が導入。
  - 施行後検討が行われ、利用者負担については、平成 22 年に抜本的に見直され、これまでの利用量に応じた 1 割を上限とした応益負担から応能負担へ見直すこととされた。
- ③ 平成 24 年 6 月に「障害者総合支援法」が成立(平成 26 年 4 月に完全施行)
  - 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がいの日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害福祉施策を講ずることとされた。
  - 障害福祉サービスに加え、地域生活支援事業(必須事業に事業を追加)による支援を総合的に実施。
  - 一定の難病患者を障害福祉サービスの対象者に追加。
  - 障がいの多様な特性を総合的に示すものとして「障害程度区分」から「障害支援区分」に改正。
- ④ 平成 28 年 6 月に「改正障害者総合支援法及び児童福祉法」が公布(一部を除き、平成 30 年 4 月施行予定)
  - 障がい者の望む地域生活の支援として、「障害者支援施設等を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問等により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス(自立生活援助)」の新設や、「就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス(就労定着支援)」の新設、更には、「65 歳まで障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障がい者が介護保険サービスを利用する場合に、介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減(償還)する仕組み」を新設。
  - 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応として、「重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行うサービス」の新設等。

**【利用者負担の国の軽減措置の経過】**

- ① 平成 18 年 4 月から、所得に応じて 1 月当たりの負担限度額を設定。
- ② 平成 19 年 4 月から「特別対策」により負担軽減。
- ③ 平成 20 年 7 月から「緊急措置」により更に軽減。
- ④ 平成 22 年 4 月から低所得(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化。

①	②	③	④
生活保護 0 円	生活保護 0 円	生活保護 0 円	生活保護 0 円
低所得 1 15,000 円	低所得 1 (※) 3,750 円	低所得 1 (※) 1,500 円	低所得 1 0 円
低所得 2 24,600 円	低所得 2 (※) 6,150 円 (通所は 3,750 円)	低所得 2 (※) 3,000 円 (通所は 1,500 円)	低所得 2 0 円
一般 37,200 円	一般 (※) (所得割 16 万円未満) 9,300 円	一般 (※) (所得割 16 万円未満 (注)) 9,300 円	一般 (※) (所得割 16 万円未満 (注)) 9,300 円
	一般 37,200 円	一般 37,200 円	一般 37,200 円

(※) 資産要件あり(所有する現金及び預貯金等が 1,000 万円(単身の場合は 500 万円)以下等)。

平成 21 年 7 月以降資産要件は撤廃。

(注) 障がい児の場合は、一般世帯の所得割 28 万円未満は、4,600 円。

(参考2) 他都市の状況

		支給 決定件数	独自軽減経費 予算額(円)	支給決定件数一件あたりの 独自軽減経費予算額(円)	順位	実施内容(概要)
1	京都市	13,714人	284,460,000円	20,742円	1	・障害児通所支援及び障害児入所支援について独自に負担上限月額を設定している。 ・障害福祉サービス、自立支援医療、補装具等の利用者負担の合計額が基準額を超えた額を償還する。
2	神戸市	14,558人	87,779,000円	6,030円	2	・補装具費及び障害児通所支援・入所支援について独自に負担上限月額を設定している。
3	熊本市	7,575人	35,000,000円	4,620円	3	・障害福祉サービス、障害児通所支援及び障害児入所支援にかかる利用者負担額のうち、半額を助成する。
4	川崎市	13,507人	27,526,000円	2,038円	4	・就労移行支援事業・就労継続支援B型事業所を利用する場合に、全額を市が助成する。 ・障害児通所・入所支援の利用者負担のうち、一定額を市が助成する。
5	新潟市	5,689人	11,148,000円	1,960円	5	・障害福祉サービス、障害児通所支援及び障害児入所支援にかかる利用者負担額のうち、2割を助成する。
6	大阪市	30,802人	21,130,000円	686円	6	・児童発達支援の利用者のうち、5歳児にかかる利用者負担分を助成する。
7	名古屋市	20,677人	13,720,000円	664円	7	・市民税所得割16万円以上46万円未満の区分(障害児は28万円以上46万円未満)を設定(負担上限月額は18,600円)。 ・障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合計が37,200円以下となるよう調整している。
8	広島市	10,577人	6,721,000円	635円	8	・児童発達支援を利用する世帯の所得税額に応じ、利用者負担額及び食費負担の一部を助成する。 ・市民税課税世帯のうち、市民税所得割額が28万円未満世帯の負担上限月額を9,300円としている。
9	福岡市	10,942人	4,431,000円	405円	9	・市民税課税世帯のうち、所得区分「一般2」世帯の利用者負担額上限額を18,600円にする。
10	相模原市	6,140人	2,400,000円	391円	10	・障害福祉サービス利用者のうち、所得税非課税世帯の負担上限月額を5,000円とする(同行援護は0円)。 ・補装具費について所得税非課税世帯の負担上限月額を0円としている。
11	北九州市	10,852人	1,986,000円	183円	11	・障害児通所施設を運営する社会福祉法人が利用者負担の軽減を行った際に対象経費を助成する。
12	札幌市	27,925人	1,600,000円	57円	12	・児童発達支援センターを利用する所得割3.3万円未満の者に対し、独自に軽減する制度を実施している。
13	仙台市	8,641人	100,000円	12円	13	・法定給付事業と地域生活支援事業の負担額を合算し、国基準を超過する分を助成する。
14	堺市	9,492人	92,000円	10円	14	・補装具費について独自に経費を助成する。
15	さいたま市	7,974人	H26.3廃止			
16	千葉市	6,761人	実施無し			
17	浜松市	6,933人	実施無し			
18	岡山市	7,880人	実施無し			
全体平均		12,258人	35,578,071円	2,258円		

・支給決定者数：平成28年4月1日時点

・本市の支給決定者のうち障害児と障害者の重複者：518人

・横浜市、静岡市からは詳細な回答が得られなかったため、上記には記載していない。